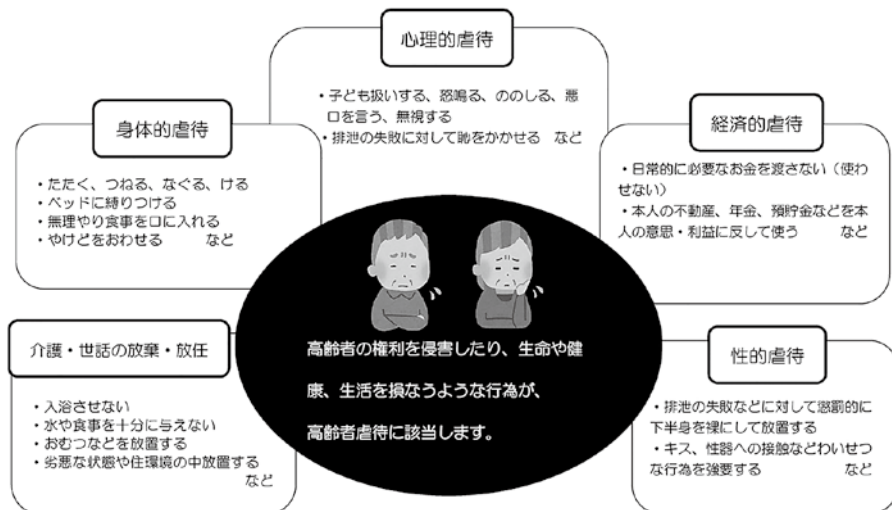


▶どのようなことが「高齢者の虐待」にあたるのか。



※虐待をしている養護者（介護者）や受けている高齢者が虐待として捉えているかという「虐待の自覚」は問いません。

▶「虐待の小さな芽」への気づきが大切

高齢者のなかには、虐待を受けていてもSOSのサインを出さない、または出すことができない人がいます。また、虐待をしている家族などに、その自覚がないことも少なくありません。

認知症による徘徊を防ぐために部屋に鍵をかけて閉じ込めたり、夜間の失禁をなくすために過剰な水分を制限したりと、「高齢者のために」との思いや、その気はなくても結果的に虐待につながっていることがあります。

大きな問題が発生する前に高齢者、養護者（介護者）を支援するためにも、『高齢者が汚れたままの服を着ている』『天気が悪いのに高齢者が長時間外にいる』『家の中から家族の怒鳴り声や泣き声が聞こえる』などの小さなサインに気づくことが大切です。

▶「もしかしたら虐待かも」と思ったら迷わず相談・通報を！

高齢者本人やその家族に限らず、地域の人も含めて、虐待の疑いを感じたら、高齢福祉課・地域包括支援センターにご相談ください。通報者の秘密は守られます。

市は通報をもとに、事実確認を行い、必要な場合は高齢者を保護します。また、相談支援や介護サービスの提供など虐待をしてしまった養護者を支える取組みを行います。

施設などで虐待があった場合は市や県が法律による監督権限を使って、業務や適切な運営を確保することなどにより、高齢者の虐待防止や保護を図ります。

【相談・通報先】 高齢福祉課／地域包括支援センター ☎ 26-2250

▶地域ぐるみで高齢者虐待と孤立を防ぎましょう！

虐待をしてしまう人の中には、孤立していて、誰にも相談できず悩む人がいます。「最近どう？」という気軽な声かけや、何気ない立ち話ができる地域づくりが虐待予防にとって大切な取組みになります。

高齢者もその家族も、心身共におだやかに健やかに暮らしていけるよう、地域全体で見守り、支援することが大切です。

「転ばぬ先の杖」

地域で防ごう！！高齢者の虐待

介護する人もされる人も健やかに暮らしていくために

問 高齢福祉課 包括支援係

